

年収の壁における、6つの壁

- 100万：住民税課税
住民税がかかりはじめる。
- 103万：所得税課税
所得税がかかりはじめる。
- 106万：社会保険加入義務が発生
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。
- 130万：社会保険扶養から外れる ※60歳以上の方は、180万
新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。
- 150万：所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる
配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。
- 201万：所得税配偶者特別控除がなくなる
配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。

社会保険の概要

社会保険
とは？

国民の安心や生活の安定を支える社会保証制度のひとつで、
厚生年金・健康・介護の3つから成る、強制加入の保険制度です。

厚生年金

老齢・障害・死亡等
に伴う稼働所得の減少
を補填し、高齢者・
障害者および遺族の
生活を所得面から
保証する。

健康保険

病気やけがをした
場合に、誰もが
安心して医療に
かかることができる
ための保険

介護保険

加齢に伴い要介護
状態になった人を
社会全体で支える
ための保険

社会保険の概要（社保加入メリット）

☑ 医療メリット

📺 1分で分かる！動画はこちら >>>

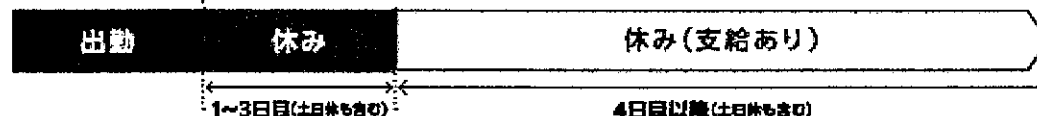


① 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。※1



病気またはけがが発生



※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

給与の2/3の金額が受け取れます。※2



※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

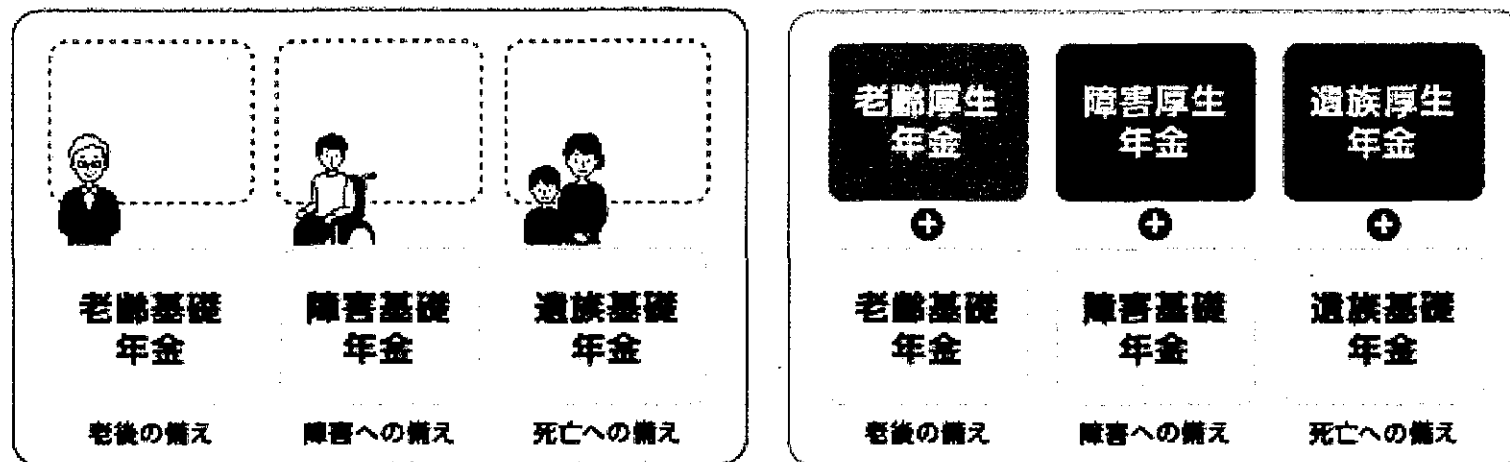
出典：厚労省

社会保険の概要（社保加入メリット）

☑ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、年金額が増えます。

加入前（国民年金のみ） → 加入後（国民年金＋厚生年金保険）



出典：厚労省

社会保険の概要

ポイント☆

社会保険に加入すれば、
社会保険料はかかってくるものの、

医療を受ける際のメリットや、
将来の年金の増額というメリットを享受することができ、
人生に「安心」と「安定」を得ることができます。

しかも、社会保険料の半分は、事業者負担となります。

<パート従業員の社会保険加入要件①>

- ☒ **週の所定労働時間および月の所定労働日数が、
常時雇用されている従業員の4分の3以上である者**

<例> 正社員の所定労働時間が週40時間の場合

週40時間×3/4=30時間 となります。

**⇒週30時間を超えるような方は、
社会保険に加入する必要がある可能性が
高いです。**

<パート従業員の社会保険加入要件②>

☑ 年収130万円（60歳以上は180万円）を超える場合

**⇒ 配偶者の社会保険の扶養から外れ、自分自身で社会保険に加入することになります。
年収の15%ほどが社会保険料として徴収されることになるため、手取り額が減ります。
これがいわゆる“130万円の壁”です。**

⇒ ですが、その分将来受け取れる年金額が増えるため、将来の世帯年収も大幅にアップします。

年収の壁を超えるメリット・デメリット

- （社会保険加入の場合）社会保険に加入することで、将来の安心と安定を得ることができます。しかもその保険料は労使折半です。
- 職場でのキャリアアップや昇給、やりがいアップにつながる可能性があります。

- 社会保険料や税金の増額分、手取り額が収入額から減ります。
※ただし厚労省の支援策により、年収130万円を超えても、被扶養のままでいられる措置がなされています。
- 配偶者のお勤め先から、いわゆる配偶者手当を受け取れなくなる可能性があります。
※ただし、配偶者手当制度そのものの見直しが迫られる流れとなっています。

キャリアアップ→やりがい→リスキリングの循環

キャリア
アップ

やりがい

会社も
後押し！